

令和7年度 第1回

一般競争入札による
土地売り払い応募要領

令和7年7月

掛川市土地開発公社
(掛川市都市政策課内)
TEL 0537-21-1151

目 次

一般競争入札の流れ		1
入札による土地売り払いの概要		
入札により売払う土地及び 入札参加資格者		2
参加申し込み		2～3
入札日時等		4～5
落札者との契約手続き 所有権移転登記手続き等 用途の制限		5～6
売買契約書(様式)		7～9
入札参加心得書		10～13
〈様式〉		
一般競争入札参加申込書		14
土地利用計画書		15
一般競争入札参加受付書		16
入札書		17
入札書(記入例)		18
委任状		19
〈物件調書〉	物件番号	公1-1

一般競争入札による土地売払いの流れ

一般競争入札…掛川市土地開発公社(以下、公社という。)で定めた予定価格(最低売却価格)以上で最も高い価格をつけた方を落札者として決める方法です。

申込書の提出	・ 令和7年7月1日(火)～令和7年9月30日(火) ・ 一般競争入札参加申込書に関係書類を添えて、掛川市役所3階都市政策課へ直接持参してください。
入 札	・ 入札日時 令和7年10月8日(水) 午前10時00分(受付:午前9時30分～午前10時00分) ・ 会 場 掛川市役所 4階会議室3 ・ 入札保証金は徴収しません。
決定通知の送付	・ 入札終了後、数日の間に落札者へ決定通知書を送付します。
契約の締結	・ 落札者は決定通知日から、14日以内に契約保証金として落札金額の10%を納付し、土地売買契約を締結していただきます。
売買代金納付	・ 土地売買契約の締結後、60日以内に残金を納付してください。 ・ 売買代金が完納された後、土地の使用が可能となります。
所有権移転登記	・ 所有権移転登記は公社で行います。 ・ 登記に必要な登録免許税等は落札者の負担となります。

入札による土地売払いの概要

1 入札により売払う土地

入札により売払う公社所有地は以下のとおりです。詳細については、物件調書を御覧ください。

入札対象財産の所在

物件 番号	入札対象財産の所在地	地 目	登記地積	実測面積	建物	予定価格(円) (最低売却価格)
公1-1	掛川市下垂木2291番 掛川市下垂木2292番2	雑種地	1465㎡	1465.91㎡		27,400,000

(注1)入札対象財産は、現況のまま(工作物を含む)落札者に引き渡しますので、あらかじめ
現地を御確認ください。

2 入札の要件

今回の入札は、土地2筆を一括して売却します。筆ごとの購入はできませんので、予め御了承下さい。

3 入札参加資格者

公社の審査により計画される土地利用の方法によっては、入札参加を御遠慮いただく場合がありますのであらかじめ御了承ください。

詳細は、入札参加心得書の第3(入札参加資格)を御覧ください。

4 参加申し込み

(1) 申込できる物件

同一物件について、同一参加者が重複して申し込むことはできません。

(2) 所有権の共有を希望される場合

共有者の添付書類を添えて入札参加申込書を連名で提出してください。申込受付期間終了後は、単独から共有に変更することはできませんので御注意ください。

(3) 売払い物件の現地確認

現地確認の立会を実施します。申込書提出の際に、申込者ごとに立会日時を決定させていただきます。

立会は、必ず申込者本人が行い、現地確認するようにしてください。現状有姿での引渡しとなりますので、現地を必ず確認し、この応募要領をよく読んでから申し込むようお願いします。

(4) 申込に必要な書類

一般競争入札参加申込書に次の書類を添えて御提出ください。提出書類に不備がある場合は、受付できませんので御注意ください。なお、提出書類は、お返ししません。

○住民票(法人の場合は全部事項証明書) 1通 ※発行から3ヶ月以内のもの

※住民票は本籍を記載したもの

○土地利用計画書(P15) 1通

(5) 申込方法

提出書類を掛川市役所都市政策課まで持参する方法に限ります。

(6) 申込受付期間

【受付年月日】	令和7年 7月 1日(火)から 令和7年 9月30日(火)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)
【受付時間】	午前8時30分から午後5時15分まで

(7) 申込先

掛川市役所 3階 都市政策課 基盤整備係
郵便番号 436-8650
掛川市長谷一丁目1番地の1
電話番号 0537-21-1151

5 入札日時等

(1) 入札執行の日時及び場所

入札日時	令和7年10月8日(水) 午前10時00分 (受付 午前9時30分～午前10時00分)
入札会場	掛川市役所4階 会議室3

(2) 入札参加受付書の交付

御提出いただいた入札参加申込書を審査し、入札参加が妥当と判断された方には、一般競争入札参加受付書を交付いたします。当日持参してください。

なお、申込者の代理人が参加する場合、委任状と一緒に持参してください。

(3) 入札当日必要な持ち物

1	一般競争入札参加受付書	公社理事長の印が押してあるもの
2	入札書及び封筒	入札書及び入札書を入れる封筒(外から中が見えないものを使用し、入札参加者の住所・氏名を表に記載する)
3	印鑑 (スタンプ印不可)	本人の場合は本人の印鑑 代理人の場合は、委任状の代理人欄の印と同じ印鑑
4	委任状	代理人が入札に参加される場合に必要となります。
5	筆記用具	黒のボールペン又は万年筆

(4) 入札保証金

不 要

(5) 入札

入札書は、所定の様式(P17)を利用してください。

入札書に必要な事項を記入、押印のうえ指定された時間に入札します。

(6) 無効となる入札

入札の無効事由に該当しないようご注意ください。なお、詳細は入札参加心得書の第7(入札の無効)を御覧ください。

(7)開札

開札は、入札参加者の前で入札終了後直ちに行います。

(8)落札者の決定

①開札の結果、公社が事前に定めた予定価格(最低売却価格)以上の入札のうち、最高金額の入札者を落札者と決定します。

②落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじを受付順により引いて落札者を決定します。

※詳細については、入札参加心得書の第9(落札者の決定)を御覧ください。

(9)入札結果の情報公開・参加者への通知

入札結果につきましては、開札後直ちに口頭で発表します。

また、落札者の個人・法人の別および金額を公表します。

なお、掛川市土地開発公社情報公開実施要綱に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。

6 落札者との契約手続き

(1)決定通知書の送付

入札終了後、落札者に決定通知書を送付します。

(2)契約保証金

落札者は契約を締結する時までに、契約保証金として落札金額の10%の金額を公社が発行する納入通知書にて納付していただきます。なお、契約保証金は売買代金に充当いたします。

ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めた場合は、納入期限を延長することができます。

(3)契約の締結

決定通知日から14日以内に契約を締結します。(P7～P9契約書様式)

(4)土地売買契約の締結から、60日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた金額を公社が発行する納入通知書にて納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めた場合は、納入期限を延長することができます。

※ 落札者が売買代金を納付しない場合は、公社は契約を解除することができます。

その場合は契約保証金は返還いたしません。

7 所有権移転登記手続き等

売買代金完納後、所有権移転登記手続は公社で行います。なお、登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は落札者の負担となります。

※ 現状有姿での売払いとなります。

8 用途の制限

落札者は、買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする用途で使用することはできないので、御注意ください。

9 その他

今回の入札は、掛川市が一般競争入札を行う際の手続きを定めた「掛川市公有財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要領」に準拠して行います。

財産売買契約書（案）

売払人 掛川市土地開発公社 理事長 大井 敏行（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（以下「当該物件」という。）を、乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

地 番（所在地）	種 目	地 積	摘 要
掛川市下垂木2291番 掛川市下垂木2291番2	雑種地 雑種地	1,465 m ²	

（売払代金の額）

第3条 当該物件の売払代金は、金 円とする。

2 当該物件について、登記内容の修正並びに実測による面積修正が生じても、前項の売払代金の額は変更しないものとする。ただし、その他正当な理由とあると認められる場合については、売払代金を変更することができる。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金 円を支払い、甲はこれを令和 年 月 日受領した。

（売払代金の納付方法、納期限等）

第5条 乙は、第3条の売払代金から第4条の契約保証金を差し引いた残額を、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに、甲が指定するところに納付しなければならない。

2 乙は、前項に定める納期限までに納付しなかったときは、その納期限の翌日から納付した日まで年2.5パーセントの割合をもって算出した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記）

第6条 当該物件の所有権移転登記の申請手続は、売払代金完納後、甲が行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

2 当該物件の所有権は、乙が売払代金の全額を甲に支払ったときに甲から乙に移転するものとする。

（当該物件の引渡し）

第7条 甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、乙に引き渡すものとする。

（特則）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

- （1） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第2号に該当する団体
- （2） 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ）である者
- （3） 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう）が暴力団員等である者

- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、賃金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (8) 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

- 2 甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第9条 乙が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、乙は売買代金の3割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

(公租公課の負担責任)

第10条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(紛争の解決)

第11条 当該物件に関する紛争が生じたときは、次に掲げるところにより処理することとし、それぞれ相手方に対して一切迷惑を及ぼしてはならない。

- (1) 当該物件に関する紛争が当該物件の所有権移転登記前の原因によるときは、甲が責任をもって処理する。
- (2) 当該物件に関する紛争が当該物件の所有権移転登記後の原因によるときは、乙が責任をもって処理する。

(担保責任)

第12条 甲は、当該物件の引渡しの日から2年以内の期間において、契約不適合担保責任を負うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙のいずれかが本契約に基づく義務の履行をしないとき(以下「義務不履行行為」という。)は、その相手方は、不履行した者に対して催告の上、本契約を解除し、違約金を請求することができる。

- 2 前項の場合、違約金を次のとおり速やかに清算する。

- (1) 甲が当該義務不履行行為をしたときは、甲は、乙に受領済みの契約保証金の2倍の代金を無利息にて支払わなければならない。
- (2) 乙が当該義務不履行行為をしたときは、甲は、乙から受領済みの契約保証金と同額を違約金として受領する。

- 3 本契約において別途規定する場合を除き、義務不履行行為のとき、その相手方は、一定の期間を定め書面により催告し、義務不履行行為者がこれに応じないとき、かつ当該義務不履行行為により契約の目的が達せられない場合、相手方が蒙った損害の賠償を請求できるものとする。

(合意管轄)

第14条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所掛川支部を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙協議の上、処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市土地開発公社

理事長 大井 敏行



(乙)

入 札 参 加 心 得 書

(趣旨)

第1 この心得書には、掛川市土地開発公社（以下「公社」という）が所有する土地の一般競争入札による売払いに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 一般競争入札による土地の売払いに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による土地売払い応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(2) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

(3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する掛川市の職員

(4) 一般競争入札参加申込書を公社が指定した期日までに提出しなかった者

(5) 次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) その他、公社理事長が入札参加者として不適当であると判断した者

(入札参加申し込み)

第4 入札参加希望者は、公社が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を公社事務局（掛川市役所 都市建設部 都市政策課）に提出してください。なお、指定した日までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 一般競争入札参加申込書

(2) 土地利用計画書

(3) 住民票（法人の場合は登記事項証明書）

(4) その他必要な事項

2 複数の名義で土地を取得しようとする場合は、入札参加申込書の申込人の欄に、連名で記載、押印して、それぞれの住民票等を添付してください。

3 郵送等による入札参加申込書及び関係書類の提出はできません。

(入札時の持参書類等)

第5 入札に参加する者(以下「入札参加者」という)は、次の各号に掲げる書類を入札当日に持参してください。

- (1) 一般競争入札参加受付書(掛川市土地開発公社 理事長の印が押印してあるもの)
- (2) 入札書(応募要領に添付した入札書の様式を使用してください。)
- (3) 封筒(外から中身が確認できるものは使用できません。)
- (4) 委任状(代理人が入札を行う場合に必要となります。)
- (5) 印鑑(本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は委任状の代理人使用印と同一の印鑑を持参してください。)

2 代理人が入札を行う場合は、入札開始前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

(入札書)

第6 入札書には入札参加者の住所、氏名を記入のうえ、押印してください。

- 2 記入にあたっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。
- 3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札書の入札参加者の住所・氏名を記入するとともに、代理人の住所・氏名を記入し押印してください。
- 5 入札書は封筒に入れ、入札参加者の住所・氏名(代理人の場合は代理人の氏名も併記)を封筒に表記し、公社の担当者の指示に従い、入札会場で提出してください。
- 6 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札の無効)

第7 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者
- (2) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- (3) 談合その他不正行為を行ったと認められる者
- (4) 入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
- (5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- (6) 入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者
- (7) 入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者
- (8) 鉛筆書きの入札をした者
- (9) 金額を訂正した入札をした者
- (10) 指定した日時、場所に入札をしなかった者
- (11) 郵送又はファクシミリによる入札をした者
- (12) 担当職員の指示に従わず入札をした者
- (13) 委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- (14) 入札参加心得書に示した条件に違反して入札した者
- (15) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者

(開札)

第8 開札は、入札参加者の面前で入札終了後直ちに行います。ただし、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係ない掛川市職員を立ち会わせて開札します。この場合、入札参加者は異議の申し立てはできません。

(落札者の決定)

第9 落札者は、公社の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者としします。

2 公社の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に申し込み順にくじを引かせ落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、入札に関係ない掛川市職員に代わりにくじを引かせ決定します。なお、入札参加者は、この決定に対し異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名及び金額を、落札者がいない時はその旨を、入札参加者に直ちに口頭で公表します。

(入札執行の延期)

第10 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(契約の締結)

第11 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知します。

2 落札者は、決定通知日から14日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む)に契約を締結しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めた場合は、その期限を延長することができます。

3 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。

(契約保証金)

第12 落札者は、契約書を提出する時まで、契約保証金として売買代金の100分の10に相当する金額を、公社が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めた場合は、その期限を延長することができます。

2 契約保証金は、売買代金に充当します。なお、契約保証金には、利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第13 落札者は、契約締結の日から60日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む)に、売買代金(落札代金から契約保証金を差し引いた金額)を、公社が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると理事長が認めた場合は、その期限を延長することができます。

2 落札者が前項の売買代金を指定した日までに納付しない場合は、落札者はその日の翌日から納付した日まで納付すべき金額に年2.5パーセントの割合を乗じて算出した金額を、遅延利息として支払わなければなりません。

3 落札者が第1項の金額を納付しない場合は、公社は契約を解除することができます。

その場合、契約保証金は公社に帰属し、落札者には還付しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第14 落札した財産の所有権移転登記手続きは、売買代金完納後、公社が行います。

2 所有権移転登記手続きに要する登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とします。

(契約不適合責任)

第 15 落札者は、この契約締結後、当該物件に面積の不足その他隠れた契約不適合のあることを発見しても売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

ただし、当該契約が、消費者契約法の適用を受ける場合については、当該物件の引き渡しの日から2年間は、売買代金の減額又は補修工事のいずれかを請求することができます。

(情報公開等について)

第 16 入札結果につきましては、落札者の法人・個人の別及び落札金額を公表します。

2 掛川市土地開発公社情報公開実施要綱に基づく開示請求がなされた場合には、落札者に関する情報を開示することがあります。

受付番号

※

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 掛川市土地開発公社 理事長 大井 敏行

一般競争入札による土地売払い応募要領の入札参加資格者の条件、内容等を承諾の上、次のとおり入札への参加を申し込みます。

申込物件番号	入 札 対 象 財 産	地 目	地 積
公1-1	掛川市下垂木2291番 掛川市下垂木2292番2	雑種地	1465㎡

〒

住 所

電話番号 ()

氏 名

印

- 【注意事項】・申込者の『住民票』(法人の場合は全部事項証明書)を添付してください。
(発行から3ヶ月以内のもの)
- ・別紙「土地利用計画書」を作成し添付してください。
 - ・※のところは記入しないでください。

別 紙

土 地 利 用 計 画 書

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

(名称・代表者)

電話 () -

項 目	内 容				備考
1 買受希望 の土地	所 在 地	地目		登記地積	
	掛川市下垂木2291番	雑種地		1021㎡	
	掛川市下垂木2292番2	雑種地		444㎡	
	計			1465㎡	
2 土地利用目的	住宅・事務所・店舗・作業所・その他 ()				
3 利 用 計 画	住 宅	本人用・家族用・貸家・その他 ()			(計画内容記入)
	事務所	事務内容(例:建築設計等)			
	店 舗	営業内容(文具等)			
	作業所	作業内容(例:木工組立て等)			
	その他 ()	用途内容(例:月極駐車場等)			
4 利用開始時期	令和 年 月 日 予定				
5 施設等の供する業の性質	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途で使しない施設です。				
6 公害の処理について	汚水、有害物、ばい煙、騒音等の公害源となるものを敷地外に放出することはありません。				

(注1) この土地の利用計画書は、入札参加申込書に添付してください。

(注2) この土地の利用計画書の提出後に変更が生じたときは、掛川市土地開発公社と協議のうえ、変更後の土地利用計画書を提出してください。

受付番号

一般競争入札参加受付書

令和 年 月 日

様

次の物件について、入札の参加申込を受付けました。

申込物件番号	入 札 対 象 財 産	地 目	地 積 (m ²)
公1-1	掛川市下垂木2291番 掛川市下垂木2292番2	雑種地	1465m ²

掛川市土地開発公社 理事長 大井 敏行

- 【注意事項】
- ・ 入札会場の受付は、30分前から行います。
 - ・ 代理人により入札を行う場合は、別途委任状が必要です。

入 札 書

次のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。

物件番号	入札対象財産の所在地
公1-1	掛川市下垂木2291番 掛川市下垂木2292番2

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

(あて先) 掛川市土地開発公社 理事長 大井 敏行
(入札者) 住 所

氏 名

(名称・代表者)

印

(代理人) 住 所

氏 名

(名称・代表者名)

印

- (注) ・ 金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に金または¥をつけること。
・ 代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

入札書の記入例

入札書

次のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。

物件番号	入札対象財産の所在地
○	掛川市△△〇〇〇〇番〇〇

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

※ 金額の訂正は無効理由となります。

令和 年 月 日

(あて先) 掛川市土地開発公社 理事長 ○○ ○○

(入札者) 住 所

〇〇市〇〇 〇〇〇〇番地

氏 名 ○〇〇〇〇株式会社

(名称・代表者)

代表取締役 ○○ ○○

印

※ 本人が入札する場合は不要です。

↓

(代理人) 住 所 〇〇市〇〇 〇〇〇〇番地

氏 名 ○〇〇〇〇株式会社

(名称・代表者)

〇 〇 〇 〇

印

(注) ・ 金額は1枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に金または¥をつけること。

・ 代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

委任状

私は、下記財産の買受けについて、印を
代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

物件番号	対象財産所在地	地目	地積 (㎡)
公1-1	掛川市下垂木2291番 掛川市下垂木2292番2	雑種地	1465㎡

令和 年 月 日

(あて先) 掛川市土地開発公社 理事長 大井 敏行

住 所

氏 名
(名称・代表者)

印